山梨県公立大学法人評価委員会 第1回委員会 次第

日 時 平成21年10月23日(金) 午後1時30分から 場 所 県立大学飯田キャンパス2階大会議室

開会

- 1 委員紹介及び任命書交付
- 2 県側出席者紹介及びあいさつ(部長、伊藤学長)
- 3 委員長選出
- 4 委員長あいさつ
- 5 議 題
 - (1) 運営要綱及び傍聴要領の制定について
 - 資料1 山梨県公立大学法人評価委員会条例
 - 資料2 山梨県公立大学法人評価委員会運営要綱(案)
 - 資料3 山梨県公立大学法人評価委員会傍聴要領(案)

(採決されたところで、傍聴人を室内へ)

(2)地方独立行政法人制度の概要及び公立大学法人山梨県立大学について

資料4 地方独立行政法人(公立大学法人)制度の概要

資料5 公立大学法人山梨県立大学定款

(3) 山梨県公立大学法人評価委員会について

資料6 地方独立行政法人(公立大学法人)評価委員会の業務

資料7 目標評価制度と地方独立行政法人(公立大学法人)評価委員会の役割

資料8 山梨県公立大学法人評価委員会の今後のスケジュール素案

(4)公立大学法人山梨県立大学の中期目標について

資料9 公立大学法人山梨県立大学中期目標(素案) 資料10 公立大学法人山梨県立大学中期目標(素案)の概念図

閉会

山梨県公立大学法人評価委員会 委員名簿

任期:H21.10.23~H23.10.22

| 氏 名 | 役 職 等 | 備考 |
|----------------------|-------------------------|-------|
| かわむら つねぁき 川 村 恒 明 | (財)神奈川芸術文化財団理事長 | 委員長 |
| くぼしま まさこ 久保嶋 正 子 | 公認会計士、山梨県教育委員 | |
| ながさわ としひさ 長 澤 利 久 | (株)はくばく取締役会長、山梨県経営者協会会長 | |
| ふじまき ひでこ 藤 巻 秀 子 | (社)山梨県看護協会会長 | |
| まえだ しゅういちろう 前 田 秀一郎 | 国立大学法人山梨大学学長 | 委員長代理 |

(五十音順 敬称略)

山梨県公立大学法人評価委員会条例

(平成21年山梨県条例第50号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第3項の規定に基づき、山梨県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- **2** 委員は、教育研究又は経営に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。 (任期)
- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

- **第4条** 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。 (委員長)
- 第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- **2** 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員のそれぞれの過半数が出席しなければ、会議 を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数の ときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 40 年山梨県条例第 7 号)の一部を 次のように改正する。 (次のよう 略)

山梨県公立大学法人評価委員会運営要綱(案)

(目的)

第1条 この要綱は、山梨県公立大学法人評価委員会条例(平成21年山梨県条例第50号)第8条の規定に基づき、山梨県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、審議会等の会議の公開等に関する指針(以下「指針」という。)に基づき、原則として公開する。ただし、指針第3条の規定に該当する案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(意見の聴取)

第3条 委員長は、議事の調査審議に関し、特に専門的な意見を聴く必要があると認めたときは、 委員会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(議事録等)

第4条 委員会の議事録及び会議で使用した資料は、指針に基づき、原則として公表する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月 日から施行する。

山梨県公立大学法人評価委員会傍聴要領 (案)

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴定員)

第2条 傍聴を認める者(報道機関の関係者(以下「報道関係者」という。)を除く。 以下「傍聴者」という。)の数(以下「傍聴定員」という。)は、会議の都度、委員 会の委員長(以下「委員長」という。)が会議の会場の収容人員等を考慮して定める。

(傍聴手続及び傍聴者の決定)

- 第3条 傍聴を希望する者(報道関係者を除く。)は、委員会の事務局(以下「事務局」 という。)があらかじめ周知した傍聴の受付日時及び受付場所に集合するものとする。
- 2 事務局は、前項の規定により集合した者の受付を行い、その数が前条の規定により 委員長が定めた傍聴定員に達するまで順次、傍聴者として決定し、傍聴券を交付する。

(取材活動に対する配慮)

- 第4条 報道機関の取材活動については、可能な限り配慮するものとする。
- 2 事務局は、傍聴を希望する報道関係者の受付を行い、傍聴券を交付する。

(傍聴することができない者)

- 第5条 次の者は、傍聴のために会議の会場に入場することができない。
 - (1) 傍聴券を所持しない者
 - (2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴者等の守るべき事項)

第6条 傍聴者及び傍聴を行う報道関係者(以下「傍聴者等」という。)は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

(秩序の維持)

- 第7条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者等に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。
- 2 委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴 者等が指示に従わないときは、傍聴者等を退場させることができる。

(傍聴の心得)

第8条 公開の会議を開催する場合には、別に定めた傍聴の心得を傍聴券の裏面に印刷 し、これを傍聴者等に交付する。

(実施細目)

第9条 この要領に定めのない事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成21年10月 日から施行する。

傍 聴 の 心 得 (案)

平成21年10月 日制定山梨県公立大学法人評価委員会

1 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者及び報道関係者(以下「傍聴者等」という。)は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者等が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、退場していただく場合があります。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者等は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- イ 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然 と可否を表明しないこと。
- ロ 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- ハ 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- ニ その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

<u>整理番号:</u>

傍 聴 券

会 議 の 名 称:山梨県公立大学法人評価委員会

会議の日時:平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)

〇〇〇時から

開催場所:甲府市〇〇〇

0000

山梨県公立大学法人評価委員会事務局

地方独立行政法人(公立大学法人)制度の概要

1 日的等

地方独立行政法人制度は、地方公共団体が直接行うのに準ずる公共性を確保しながら、地方 独立行政法人の理事長により広範な権限行使を認めることで経営責任の明確化を図るとともに、 中期目標期間における目標・計画に基づく経営により、単年度予算主義とは異なるルールの下で、 予算執行における機動性、弾力性の向上を可能とするものである。

「地方独立行政法人」とは、公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必 要な事務・事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接実施する必要のないもののう ち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものを効率的かつ効果 的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人。

特定地方独立行政法人 その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直 接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する 必要があるため、職員等に地方公務員の身分を与える法人

一般地方独立行政法人 特定地方独立行政法人以外 ⇒公立大学法人

2 対象業務

- ① 試験研究 ② 大学の設置・管理
- ③ 公営企業に相当する事業の経営

- ④ 社会福祉事業の経営 ⑤ その他の公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理

3 設立手続

・県が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣と文部科学大臣(公立大学法人の特例)が認可。

4 財産的基礎等

- ・出資者は地方公共団体に限る。
- ・設立法人の業務に関する県の一定の権利・義務は当該法人が継承。

5 役職員

- ・理事長及び監事は、知事が任命・解任。
- ・その他の役員及び職員は、理事長が任命・解任。
- ・県から法人への職員の引継ぎ、退職手当の通算等について適切に手当て。

(以下公立大学法人の特例)

- ・理事長は、法人の申出に基づき知事が任命し、同時に大学の学長となる。
- ・法人の申出は、法人に設置する理事長選考会議の選考に基づき行う。
- ・任期は2年以上6年を超えない範囲内において法人の規程で定める。
- ・ただし、法人成立後最初の理事長の任命は、法人の申出に基づくことなく知事が行い、任期につい ても知事が定める。
- ・副理事長及び理事は、理事長が任命し、任期は6年を超えない範囲内において理事長が定める。

6 目標による管理と評価の仕組み

- ・国の独立行政法人と同様に、「目標→計画→評価→業務運営への反映」という流れを義務づけ。
- ・中期目標(6年間…公立大学法人の特例)は、知事が議会の議決を経て定める。
- ・中期計画(6年間…公立大学法人の特例)は、法人が作成し、知事が認可。
- ・年度計画は、法人が作成し、知事に提出。
- ・中期目標期間に係る事業報告書は、法人が作成し、知事に提出。
- ・各年度及び中期目標期間の事業実績の評価は、評価委員会が行い、 結果を法人及び知事に通知。
- ・知事は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告。
- ・知事は、中期目標期間終了時に、法人の組織・業務全般に所要の措置を講じる。

いずれも 公表

7 財務及び会計

- ・原則として企業会計原則による。
- ・財務諸表等は、法人が毎事業年度作成し、知事が承認。
- ・毎事業年度の剰余金は、中期計画で定めた使途に充てることが可能。

8 財源措置等

- ・法人の業務運営に必要な金額を、運営費交付金として県から交付。
- ・県からの長期借入金を除き、長期借入及び債券発行をすることはできない。
- ・重要な財産の処分等は、知事が議会の議決を経て行う認可が必要。

9 その他

・知事及び認可権者(総務大臣、<u>文部科学大臣…公立大学法人の特例</u>)は、法人に対する報告徴収権、立 入検査権、違法行為等の是正命令権を行使できる。

公立大学法人山梨県立大学定款

目次

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 役員及び役員会

第1節 役員(第8条-第12条)

第2節 役員会(第13条-第15条)

第3章 審議機関

第1節 経営審議会(第16条-第18条)

第2節 教育研究審議会 (第19条-第21条)

第4章 業務の範囲及び執行(第22条・第23条)

第5章 資本金等(第24条・第25条)

第6章 雑則(第26条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人山梨県立大学(以下「法人」という。) とする。

(大学の設置)

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、山梨県立大学(以下「大学」という。) を甲府市に設置する。

(設立団体)

第4条 法人の設立団体は、山梨県とする。

(事務所の所在地)

第5条 法人は、事務所を甲府市に置く。

(法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、山梨県公報への登載又はインターネットの利用(以下「登載等」 という。)により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により登載等ができない ときは、法人の事務所の掲示場に掲示することによってその登載等に代えることができる。

第2章 役員及び役員会 第1節 役員

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事4人以内及び監事2人以 内を置く。

(職務及び権限)

- 第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長は、第15条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第13条に 規定する役員会の議を経なければならない。
- 3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故が あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 5 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があると きはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 6 監事は、法人の業務を監査する。
- 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は山梨県知事 (以下「知事」という。) に意見書を提出することができる。

(理事長の任命等)

- 第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。
- 2 理事長は、大学の学長(以下「学長」という。)となる。
- 3 第1項の申出は、学長となる理事長を選考するため設置する機関(以下「理事長選考 会議」という。)の選考に基づき行う。
- 4 理事長選考会議は、委員6人で組織し、理事長選考会議の委員(以下この条において「委員」という。)は、次に掲げる者各3人をもって構成する。
 - (1) 第16条第2項第2号から第4号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者
 - (2) 第19条第2項第2号から第4号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者
- 5 経営審議会において選出される者には、第16条第2項第4号に掲げる者が含まれる ようにしなければならない。
- 6 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 7 議長は、理事長選考会議を主宰する。
- 8 第4項から前項までに定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長 選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

(理事長以外の役員の任命)

- 第11条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。
- 2 理事長は、理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者 が含まれるようにしなければならない。
- 3 監事は、知事が任命する。

(役員の任期)

- 第12条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長 選考会議の議を経て、法人の規程で定める。
- 2 副理事長及び理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、 副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末 日以前でなければならない。
- 3 監事の任期は、2年とする。
- 4 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第2項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

第2節 役員会

(設置及び構成)

第13条 法人に役員会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集及び議事)

- 第14条 役員会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して 要求があったときは、役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 議長は、役員会を主宰する。
- 5 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 役員会の議事は、出席者(議長を除く。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。
- 7 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

- 第15条 役員会の議決事項は、次のとおりとする。
 - (1) 中期目標について知事に対し述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する 事項
 - (2) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
 - (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - (4) 大学、学部、学科、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
 - (5) 職員の人事及び評価の方針に関する事項

- (6) 学則その他の重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (7) その他役員会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

- 第16条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。
- 2 経営審議会は、委員10人以内で組織し、経営審議会の委員(以下この節において「委員」という。)は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 理事長が指名する理事及び職員
 - (4) 法人の役員又は職員以外の者で理事長が任命するもの
- 3 前項第4号に掲げる委員の数は、委員の総数の2分の1以上とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号から第3号(理事長が指名する職員を除く。)までに掲げる委員の任期は、当該職にある期間とする。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

- 第17条 経営審議会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、委員(理事長を除く。)の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。
- 3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 議長は、経営審議会を主宰する。
- 5 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 経営審議会の議事は、出席委員(議長を除く。)の過半数をもって決し、可否同数の ときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

- 第18条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 中期目標について知事に対し述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する 事項のうち、法人の経営に関するもの
 - (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営 に関するもの
 - (3) 学則(法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び 退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係 る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - (4) 職員(教員を除く。)の人事及び評価に関する事項

- (5) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (6) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (7) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

- 第19条 法人に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。
- 2 教育研究審議会は、委員18人以内で組織し、教育研究審議会の委員(以下この節に おいて「委員」という。)は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 学長となる理事長(以下この節において「理事長」という。)
 - (2) 副理事長
 - (3) 理事長が指名する理事
 - (4) 法人の規程で定める教育研究上の重要な組織の長及び代表
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、前項第1号から第3号までに掲げる委員及び同項第4号に掲げる委員のうち法人の規程で定める教育研究上の重要な組織の長の任期は、 当該職にある期間とする。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

- 第20条 教育研究審議会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、委員(理事長を除く。)の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。
- 3 教育研究審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 5 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 教育研究審議会の議事は、出席委員(議長を除く。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

- 第21条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 中期目標について知事に対し述べる意見並びに中期計画及び年度計画に関する 事項のうち、大学の教育研究に関するもの
 - (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育 研究に関するもの
 - (3) 学則(大学の教育研究に関する部分に限る。) その他の教育研究に係る重要な 規程の制定又は改廃に関する事項
 - (4) 教員の人事及び評価に関する事項
 - (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する 事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授 与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及び執行

(業務の範囲)

- 第22条 法人は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 大学を設置し、これを運営すること。
 - (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
 - (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
 - (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
 - (5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
 - (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第23条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方 法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第24条 法人の資本金の額は、山梨県が出資する別表に掲げる資産について、出資の日における時価を基準として山梨県が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第25条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、 これを山梨県に帰属させる。

第6章 雑則

(委任)

第26条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、 法人の規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(法人の成立後最初の理事長の任命等に関する特例)

- 2 法人の成立後最初の理事長の任命は、第10条第1項の規定にかかわらず、法人の申出に基づくことを要しないものとし、知事が行う。
- 3 大学の設置後最初の学長となる理事長の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、 3年とする。

別表 (第24条関係)

1 土地

| 所在地番 | 地積 (平方メートル) |
|------------------------|-------------|
| 甲府市飯田5丁目318番1 | 23.00 |
| 甲府市飯田 5 丁目 3 2 1 番 1 | 3, 117. 00 |
| 甲府市飯田 5 丁目 3 2 1 番 4 | 575.00 |
| 甲府市飯田 5 丁目 3 2 1 番 5 | 59.00 |
| 甲府市飯田 5 丁目 3 2 1 番 6 | 115.00 |
| 甲府市飯田 5 丁目 3 2 1 番 7 | 20.00 |
| 甲府市飯田 5 丁目 3 2 1 番 8 | 5. 87 |
| 甲府市飯田 5 丁目 3 4 3 番 8 | 402.00 |
| 甲府市飯田 5 丁目 3 4 3 番 1 5 | 7, 102. 00 |
| 甲府市飯田 5 丁目 3 4 3 番 1 6 | 83.00 |
| 甲府市飯田 5 丁目 3 4 3 番 1 7 | 0.81 |
| 甲府市飯田 5 丁目 3 4 3 番 1 8 | 34. 00 |
| 甲府市飯田 5 丁目 3 4 3 番 1 9 | 61.00 |
| 甲府市飯田 5 丁目 3 4 3 番 2 0 | 53. 00 |
| 甲府市飯田 5 丁目 3 4 6 番 2 | 1, 506. 00 |
| 甲府市飯田 5 丁目 3 4 6 番 5 | 82.00 |
| 甲府市飯田 5 丁目 3 5 0 番 2 | 33.00 |
| 甲府市飯田 5 丁目 3 7 7番1 | 1, 664. 00 |
| 甲府市飯田 5 丁目 3 7 7番 2 | 101.00 |
| 甲府市飯田 5 丁目 3 7 9 番 | 1, 693. 00 |
| 甲府市飯田 5 丁目 3 7 9 番 2 | 66. 00 |
| 甲府市飯田 5 丁目 3 8 2 番 2 | 169. 00 |
| 甲府市飯田5丁目382番14 | 51.00 |
| 甲府市飯田5丁目391番1 | 3, 343. 00 |

| 所在地番 | 地積(平方メートル) |
|----------------|-------------|
| 甲府市飯田5丁目397番2 | 2, 008. 00 |
| 甲府市飯田5丁目397番4 | 66.00 |
| 甲府市飯田5丁目397番9 | 12.00 |
| 甲府市飯田5丁目397番10 | 8.73 |
| 甲府市飯田5丁目399番 | 2, 698. 00 |
| 甲府市飯田5丁目402番2 | 91.00 |
| 甲府市飯田5丁目408番3 | 74. 00 |
| 甲府市飯田5丁目414番2 | 668.00 |
| 甲府市飯田5丁目414番4 | 70.00 |
| 甲府市飯田5丁目414番5 | 26.00 |
| 甲府市飯田5丁目439番2 | 44.00 |
| 甲府市飯田5丁目448番3 | 55. 00 |
| 甲府市飯田5丁目836番3 | 181.00 |
| 甲府市飯田5丁目836番5 | 5.04 |
| 甲府市池田1丁目592番27 | 26, 610. 84 |
| 甲府市池田1丁目592番29 | 2, 830. 47 |

2 建物

| 名称 | 所在地 | 床面積 (平方メートル) | | |
|------|---------------|--------------|--|--|
| A館 | 甲府市飯田5丁目11番1号 | 4, 895. 27 | | |
| 車庫 | 甲府市飯田5丁目11番1号 | 36.00 | | |
| ポンプ室 | 甲府市飯田5丁目11番1号 | 16.66 | | |
| B館 | 甲府市飯田5丁目11番1号 | 4, 262. 56 | | |
| C館 | 甲府市飯田5丁目11番1号 | 1, 397. 33 | | |
| 図書館 | 甲府市飯田5丁目11番1号 | 1, 184. 40 | | |
| 付属棟 | 甲府市飯田5丁目11番1号 | 240.00 | | |
| 部室 | 甲府市飯田5丁目11番1号 | 91. 08 | | |
| 1号館 | 甲府市池田1丁目6番1号 | 2, 440. 59 | | |
| 2号館 | 甲府市池田1丁目6番1号 | 4, 191. 91 | | |
| 3号館 | 甲府市池田1丁目6番1号 | 2, 526. 01 | | |
| 4号館 | 甲府市池田1丁目6番1号 | 5, 499. 21 | | |

| 名称 | 所在地 | 床面積 (平方メートル) | | |
|----------|-------------------|--------------|--|--|
| 機械室 | 甲府市池田1丁目6番1号 | 198. 38 | | |
| ボンベ室 | 甲府市池田1丁目6番1号 | 20.60 | | |
| 車庫 | 甲府市池田1丁目6番1号 | 44. 08 | | |
| 5号館 | 甲府市池田1丁目6番1号 | 1, 927. 50 | | |
| 部室 | 甲府市池田1丁目6番1号 | 108. 25 | | |
| カンファレンス棟 | 韮崎市旭町上條南割3314番地13 | 137. 40 | | |

地方独立行政法人(公立大学法人)評価委員会の業務

- 1 各年度及び中期目標期間における業務実績についての評価
 - ・各事業年度に係る法人の業務の実績に関する評価 (§ 28①)
 - ・中期目標に係る法人の業務の実績に関する評価 (§30①)
 - ・評価結果の法人に対する通知、業務運営の改善その他の勧告(§283)・§303)
 - ・評価結果の知事に対する報告及び公表(§28④・§30③)
- 2 知事の事前聴取に対する意見
 - ・知事が法人の業務方法書を認可する際の意見(§ 22③)
 - ・知事が中期目標を定め、又は変更する際の意見 (§ 25③)
 - ・法人が中期計画を作成・変更することを知事が認可する際の意見(§ 26③)
 - ・中期目標期間の終了時に知事が所要の措置を講じる際の意見 (§ 312)
 - ・知事が法人の財務諸表を承認する際の意見 (§343)
 - ・法人が残余金を中期計画において定めた剰余金の使途へ充てることを知事が承認する際 の意見 (§ 40⑤)
 - ・法人が積立金を次期中期目標期間の業務の財源へ充てることを知事が承認する際の意見 (§ 40⑤)
 - ・法人が限度額を超えて短期借入金をすることを知事が認可する際の意見 (§414)
 - ・法人が短期借入金の借換をすることを知事が認可する際の意見(§41④)
 - ・法人が重要な財産を譲渡又は担保に供することを知事が認可する際の意見 (§442)
- 3 意見の申出

| ・法。 | 人が知事に届 | け出た役員の | 報酬等の支給基準 | 隼に係る知事(こ | 対する意見 | きの申出 | (§ 56(1)) |
|-----|--------|--------|----------|----------|-------|------|-----------|
| | | | | | | | |

(_____は、21年度に協議する業務)

目標評価制度と地方独立行政法人(公立大学法人)評価委員会の役割 (評価委員会と関係機関との相関図)

県議会

③中期目標の議決 (§ 25③)

知事⇒県議会

⑭各事業年度における業務実績の評価結果の報告(§285)

- (4)業務運営の改善等の勧告の報告(§285・§303)
- ⑨中期目標に係る事業報告書の報告 (§29②)
- ②中期目標期間の業務実績の評価結果の報告 (§303)

知



山梨県公立大学法人:県の附属機関 評価委員会(§11)

委員 5人以内(教育研究、経営の学識経験者)

・必要に応じ臨時委員を置くことができる

認証評価機関

〈学校教育法§110〉

文科大臣の認証を受けた大学評価機関 (財)大学基準協会、

(独)大学評価・学位授与機構など

評価委員会⇒知事

①知事が中期目標を定め、又は変更する際の意見 (§25③)

⑥法人が中期計画を作成・変更することを知事が認可する際の意見 (§26③)

- ③評価結果の知事に対する報告及び公表 (§284・§303)
- ⑤財務諸表を知事が承認する際の意見 (§343)
- ②中期目標期間の終了時に知事が所要の措置を講じる際の意見(§31②)

知事⇒法人

- ②中期目標について法人の意見を聴き、当該意見に配慮 (§ 783)
- ④中期目標の指示・公表 (§ 25①)
- ⑦中期計画の認可 (§ 26①)
- ⑨中期計画の変更命令(§26④)
- (B)財務諸表の承認 (§ 34(1))

法人⇒知事

- ⑤中期目標に基づき中期計画を作成 (§26①)
- ⑧中期計画の公表 (§ 26⑤)
- ①財務諸表の公告 (§ 34④)
- (18)中期目標に係る事業報告書の提出 (§ 29(1))

評価委員会⇒法人

法人⇒評価委員会

①各事業年度に係る法人の業務の実績に関する評価 (§28①2)

⑩評価結果の法人に対する通知、業務運営の改善その他の勧告 $(\S 283) \cdot \S 303)$

⑩中期目標に係る法人の業務の実績に関する評価 (§ 30①2) ※1 評価委員会が法人について評価を行うに当たっては、

認証評価機関の教育・研究の状況の評価を踏まえ評価を行う(§79)

法人業務改善の指針 次期中期目標、中期計画への反映

評価委員会の評価を受ける (§28①)

認証評価機関⇒大学

②すべての大学は7年以内ごとに 認証評価機関による評価を受ける ⑩各事業年度に係る業務の実績について

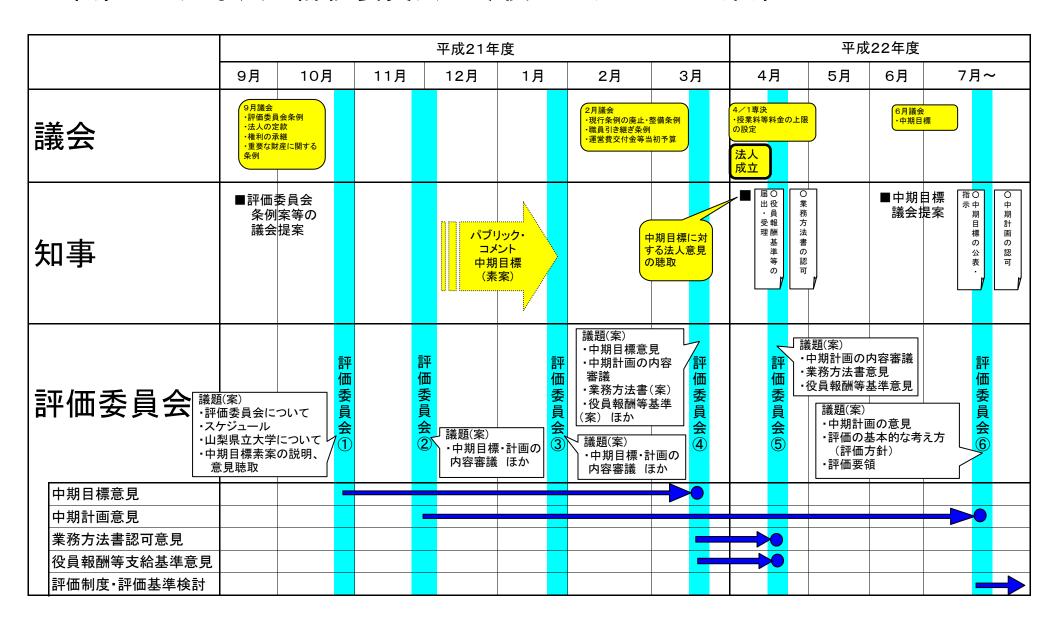
※認証評価機関

(学校教育法 § 109②)

公立大学法人 山梨県立大学

理 事 長 監 事 の 任

山梨県公立大学法人評価委員会の今後のスケジュール素案



公立大学法人山梨県立大学 中期目標 (素案)

目 次

(前文) 山梨県立大学の基本的な目標

第1 中期目標の期間

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

- 1 教育に関する目標
- (1) 教育の成果に関する目標
- (2) 教育内容等に関する目標
- (3) 教育の実施体制等に関する目標
- (4) 学生の支援に関する目標
- 2 研究に関する目標
- (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標
- (2) 研究実施体制等の整備に関する目標
- 3 地域貢献等に関する目標
- (1) 地域貢献に関する目標
- (2) 国際交流等に関する目標

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

- 1 運営体制の改善に関する目標
- 2 教育研究組織の見直しに関する目標
- 3 人事の適正化に関する目標
- 4 事務等の効率化・合理化に関する目標

第4 財務内容の改善に関する目標

- 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標
- 2 経費の抑制に関する目標
- 3 資産の運用管理の改善に関する目標

第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

- 1 評価の充実に関する目標
- 2 情報公開等の推進に関する目標

第6 その他業務運営に関する目標

- 1 施設・設備の整備・活用等に関する目標
- 2 安全管理等に関する目標
- 3 社会的責任に関する目標

はじめに

山梨県立大学は、県立女子短期大学を改組転換するとともに、県立看護大学と統合し、 国際政策・人間福祉・看護の3学部と看護学研究科からなる4年制大学として、平成17 年4月に開学した。

建学の理念を「グローカルな知※1の拠点となる大学」、「未来の実践的な担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」とし、教育研究や地域研究交流センターを核とした地域貢献の各分野で着実に成果を挙げつつある。

山梨県立大学は県民の強い期待と支援のもとに成り立つ公立大学として、地域の産業振興や保健医療を含めた地域福祉、住民の生活・文化の向上など、地域社会の発展に寄与するという大きな使命を有するとともに、山梨県から日本へ、さらに世界への貢献を目指していくものである。

山梨県は、山梨県立大学が自主・自律性を確保した大学運営のもと、地域ニーズや時代の変化に柔軟・的確に対応し、将来にわたって県民の期待に応える個性豊かな魅力ある大学づくりを推進するよう、平成22年4月に地方独立行政法人へ移行させ、ここに、平成27年度までの中期目標を定める。

(基本的な目標)

1 社会の実践的な担い手や指導的な人材の育成

グローバルな視野で現実をとらえながら、主体的に考え、行動できる社会の実践的な担い手や指導的な人材を育成し、地域社会に輩出することを目指す。

2 地域が抱える諸課題に対応する研究と地域貢献

全学的な研究水準の向上を図る中で、公立大学としての意義を踏まえた地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究を推進するとともに、大学の知的資源や研究成果の社会への還元を積極的に行うことにより地域の発展に貢献することを目指す。

3 自主・自律的な大学運営の推進

理事長のリーダーシップの下、より効果的・機動的な運営組織の構築や柔軟で弾力 的な人事制度の整備、業務の見直しなどによる経営の効率化に積極的に取り組み、自 主・自律性を確保した健全な大学運営と教育研究活動の更なる活性化を目指す。

第1 中期目標の期間

平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

ア 学士課程

自主的、総合的に考え判断する能力、豊かな人間性と広い視野、様々な知識を現代社会と関連づけて生きる力を培う全学共通教育と、各学部が行う専門的知識と技術を培う専門教育により、地域の創造的な発展を担う人材を育成する。

その一環として、学部ごと必要な到達目標を定め、教育成果の向上を図る。

(ア) 国際政策学部

国際政策学部では、グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化、産業を豊かにして地域の活力をつくる人材、また、アジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成する。

(イ) 人間福祉学部

人間福祉学部では、高度な専門知識と技術、深い共感的理解と問題解決への知的探求心、協働できる力を持ち、乳幼児から高齢者まで誰もが「その人間らしさ」を発揮して生き生きと生活できる地域社会、即ち「福祉コミュニティ※2」づくりに具体的、実践的に貢献できる人材を育成する。

(ウ) 看護学部

看護学部では、人間や社会を看護学的に探求する能力、倫理的な判断力と科学的な思考力、専門的職業人としての豊かな人間性を兼ね備え、優れた看護実践により地域に貢献する人材を育成する。

イ 大学院課程

看護学研究科では、看護学の理論及び応用を教授研究し、健康と福祉の向上に寄与する高度専門職業人、看護学教育者、看護学研究者を育成する。

(2) 教育内容等に関する目標

ア 学士課程

(ア) 入学者の受け入れ

建学の理念や学部ごとの教育目標を踏まえた入学者受け入れの方針(アドミッ

※2 福祉コミュニティ:地域の自然と文化の恵みを大切にしながら、性差別・障害の有無による差別・年齢差別など、人と人を分け隔てる様々なバリアを取り払い、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重し、自ら地域に役立つ「個」として向上させつつ、相互連携のために努力し合う心豊かな地域社会。

ション・ポリシー)を明確に示すとともに、この方針にふさわしい資質を持った学生を受け入れることを基本とし、学部の特性を踏まえた入学者選抜を実施する。

(イ) 教育課程及び教育内容の充実

全学共通教育については、豊かな人間性等を形成するための教養教育を推進する とともに、コミュニケーション能力や情報活用能力を重視した基礎教育の充実を図 る。

専門教育については、各学部の教育目標や特色を生かした教育を推進する。

地域に貢献し得る問題解決能力を身につけるため、山梨県全体をキャンパスに、 地域に根ざした実学・実践重視の教育を行い、世界をフィールドに活躍できる人材 育成を目指す。

3 学部の連携により学際的な領域の教育に取り組むとともに、他大学との連携により学生の多様な教育機会の確保を図る。

これらの事項を踏まえ、教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確にし、体系的な教育課程を編成する。

教育の質の向上のため、教育活動について適切な評価、改善を行う。

(ウ) 成績評価等

授業の到達目標を明示し、客観的で明確な基準による厳正な成績評価を行うとと もに、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確にし、学生の単 位認定、進級・卒業時の質の保証を確保する。

イ 大学院課程

(ア) 入学者の受け入れ

建学の理念や大学院課程の目標を踏まえた入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示すとともに、この方針にふさわしい資質を持った学生を受け入れることを基本とし、社会人学生の受け入れについても積極的に対応する入学者選抜を実施する。

(イ) 教育課程及び教育内容の充実

専門領域のスペシャリストの育成と教育研究者の育成の観点から、教育課程の在り方について検討を行い、充実改善を図る。

教育の質の向上のため、教育活動について適切な評価、改善を行う。

(ウ) 成績評価等

授業の到達目標を明示し、厳正かつ公正な成績評価と学位論文審査を実施すると ともに、修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確にし、修了時 の質の保証を確保する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

ア 教職員の配置

教育の成果に関する目標を効果的に達成するために適切な教職員の配置を行うと ともに、学部を越えた教育連携や学外の人材の活用を進める。

学内の国際化を進めるため、外国人教員の比率を向上させる。

イ 教育環境の整備

学生の学習意欲や教育効果の向上を図るため、学生の学習環境を適切に整備する。

ウ 教育の質の改善

より質の高い教育を提供するため、教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み(ファカルティ・ディベロップメント活動)を活性化させるとともに、教員の教育活動を定期的、多角的に評価し、評価結果を教育の質の改善に反映する。

(4) 学生への支援に関する目標

ア 学習支援

学生が学習しやすい環境をつくるため、学習相談体制を整備するとともに、教職員と学生のコミュニケーションを促し、学生からの要望を反映させる体制を整備する。

イ 生活支援

学生が健康で充実した大学生活を送るため、生活面での相談体制や健康管理体制の充実を図る。

授業料の減免制度については、経済的理由によるもののほか、成績が特に優秀な 学生に対する減免制度の導入も含めた総合的な検討を行う。

ウ 就職支援

学生の就職支援は大学の重要な責務であるとの認識の下、全学挙げて、就職支援 体制を強化することにより就職率(就職者数/就職希望者数)百パーセントを目指 す。

エ 多様な学生に対する支援

外国人留学生や社会人学生、障害をもつ学生などに対しての支援体制を充実する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

ア 目指すべき研究の方向と水準

公立大学としての意義を踏まえた地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究に取り組み、各分野の研究の成果については、国内外に通用する優れた水準を確保する。

イ 研究成果の発信と社会への還元

研究成果は地域及び国内外に積極的に発信するとともに、社会に還元する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

ア 研究者の配置等

社会的、地域的に要請の高い研究等の中から重点研究課題を選定し、研究費の重点的配分等、弾力的な研究実施体制を構築する。

目指すべき研究水準及び研究成果が達成できるよう柔軟に研究者を配置するとと もに、民間企業や地方自治体等との研究者交流を進める。

分野の違いを越えて取り組む独創的なプロジェクト研究を育成、推進する。

イ 研究環境の整備

多様なニーズに応える研究を支援するための組織や仕組みを整備するとともに、 外部の競争的研究資金を獲得するための支援体制を整備する。

ウ 研究活動の評価及び改善

研究の経過や成果などの研究活動を評価する体制を整備し、評価情報を公表する とともに、研究の質の向上に結びつける仕組みを構築する。

3 地域貢献等に関する目標

(1) 地域貢献に関する目標

地域貢献の窓口である地域研究交流センターを中心に、大学の持つ人的・物的・知的 財産を地域に還元する取り組みを全学挙げて積極的に推進する。

ア 社会人教育の充実

社会人ならではの課題解決ニーズや学び直しニーズに応えるため、必要なときにいつでも学ぶことのできる体制を整備し、公開講座の開催をはじめ、生涯学習教育やリカレント教育※3 を積極的に行う。

イ 地域との連携

山梨県や県内市町村、企業、NPO法人などとの主体的な連携を深め、交流を進めるとともに、地域が抱える様々な課題に対応した地域研究や地域と連携したプロジェクトを推進し、大学の知的資源を活用した支援など、地域のシンクタンクとしての役割を果たす。

ウ 産学官民の連携

保健、医療、福祉、地域振興など3学部の特性を生かした産学官民の連携を進める。

^{※3} リカレント教育:職業人を中心とした社会人に対して学校教育の修了後、いったん社会に出た後に行われる教育であり、職業から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。

エ 他大学等との連携

他大学や研究機関との連携・協力関係を推進するとともに、県内大学連携組織の 各種事業等を通じて、教育、研究、生涯学習など多彩な分野で貢献する。

オ 教育現場との連携

小学校、中学校、高等学校等への教育支援を行うとともに、高大連携の推進を図る。

カ 地域への優秀な人材の供給

保健・医療・福祉の向上や地域振興などに貢献できる優秀な人材を地域に供給するため、県内就職の促進に向けた取り組みを行う。

看護学部については、関係機関と緊密に協議・連携して種々の対策を講じながら 学生指導の充実強化を図ることにより、卒業生の半数以上が県内医療機関等に就職 することを目指す。

(2) 国際交流等に関する目標

ア 学生の国際交流の推進

グローバルな視野を持ち、地域や世界の様々な舞台で活躍できる人材を育成する ため、外国の大学等との国際交流協定の拡大などにより、海外留学や外国人留学生 の受入れなど学生の国際交流を推進する。

イ 教職員の国際交流の推進

教育内容の充実や研究水準の向上のため、外国の大学等との教育・学術交流や国際共同研究など教職員の国際交流を推進する。

ウ 地域の国際交流の推進

地域の国際化や国際交流に係る活動を支援し、多文化共生の社会づくりに貢献する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

理事長がリーダーシップを発揮し、責任ある意思決定を迅速に行える体制を整備するとともに、意思決定過程及び実施過程の透明性の確保と効率化を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

地域ニーズや時代の変化に的確に対応するため、大学院機能の充実を含めた教育研究組織の在り方について検討を行う。

3 人事の適正化に関する目標

柔軟で弾力的な人事制度の構築を進める。

専門性の高い人材を確保・育成するとともに、全学的な観点から適正に教職員を配置し、組織の活性化を図る。

教育研究活動の活性化を図るため、任期制など多様な任用制度の検討・導入を進めるとともに、教職員の業績を適切に評価し、その結果を給与等に反映できる仕組みを構築する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

効果的、効率的な事務処理を行うため、業務改善を進めるとともに、事務組織の見直しを行う。

専門知識・能力を有する人材を確保・育成し、事務局機能の高度化、効率化を一層 推進する。

職員の職務能力開発のための組織的な取り組み(スタッフ・ディベロップメント活動)を積極的に推進する。

第4 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

外部研究資金の獲得や多様な大学事業の展開による自主財源の確保・拡充を目指し、 検討体制の整備と組織的な活動に取り組み、自己収入の増加に努める。

授業料等学生納付金については、公立大学の役割や適正な受益者負担等の観点から、 社会情勢等を勘案し、適宜見直しを行う。

2 経費の抑制に関する目標

予算の弾力的、効率的な執行、管理的業務の簡素化、合理化などを進めるとともに、 教育研究水準の維持向上に配慮しながら、組織運営の効率化等を進め、経費の抑制を 図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

全学的かつ経営的視点から、施設・設備等の効率的活用を進めるとともに、金融資産については、安全確実な運用を行う。

第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

教育研究活動及び業務運営について、定期的に自己点検・評価を実施するとともに、 認証評価機関による認証評価※4を受け、その結果を速やかに公表し、教育研究活動及

^{※4} 認証評価機関による認証評価: 大学は、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、7年以内に文部科学大臣の認証を受けた者(=認証評価機関)による評価(=認証評価)を受けるものとする。(学校教育法第109条第2項)

び業務運営の改善に活用する。

2 情報公開等の推進に関する目標

公立大学としての社会への説明責任を果たし、広く県民の理解を得るため、広報体制の強化を図り、教育研究活動や業務運営に関して積極的かつ迅速な情報提供を行う。

第6 その他業務運営に関する目標

1 施設・設備の整備・活用等に関する目標

良好な教育研究環境を保つため、施設・設備の適切な維持管理を行うとともに、有 効活用を図る。

2 安全管理等に関する目標

学内の安全と衛生の確保及び災害発生時など緊急時のリスク管理のための体制を整備するとともに、個人情報の保護など情報に関するセキュリティを確保する。

3 社会的責任に関する目標

法令遵守の徹底と人権尊重や男女共同参画の推進、環境への配慮など、公立大学法 人としての社会的責任を果たす体制を整備する。

公立大学法人山梨県立大学中期目標(素案)の概念図

中期目標の期間:平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間

(建学の理念)

- 1 グローカルな知の拠点となる大学
- 2 未来の実践的な担い手を育てる大学
- 3 地域に開かれ地域と向き合う大学



(基本的な目標)

- 社会の実践的な担い手や指導的な人材の育成
- 2 地域が抱える諸課題に対応する研究と地域貢献
- 3 自主・自律的な大学運営の推進

県民、社会へ



自己点検・評価、認証評価

教育・研究等

教育

1 教育の成果

- ・地域の創造的な発展を担う人材の育成 自主的、総合的に考え判断する能力
- 豊かな人間性と広い視野
- 様々な知識を現代社会と関連づけて生きる力 専門的知識と技術
- (国際政策学部) 地域の活力をつくる人材、平和で豊 かな国際社会の形成に貢献できる人材の育成
- (人間福祉学部)「福祉コミュニティ」づくりに具体 的、実践的に貢献できる人材の育成
- (看護学部)優れた看護実践により地域に貢献できる 人材の育成
- (大学院)健康と福祉の向上に寄与する高度専門職業 人、看護学教育者、看護学研究者の育成

2 教育内容等

- ・入学者受け入れの方針、教育課程の編成・実施の方 針、卒業認定・学位授与方針の明確化
- ・地域に貢献し得る問題解決能力を身につける山梨県 全体をキャンパスとした実学・実践重視の教育
- → 世界をフィールドに活躍できる力を育む

3 教育の実施体制等

- ・学部を越えた教育連携や学外人材の活用
- 外国人教員の比率の向上
- ・教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組 織的取り組み(FD活動)の活性化
- ・授業評価の実施と教育の質の改善への反映

4 学生への支援

学習支援、生活支援、就職支援の充実

など

・就職支援体制を強化し、就職率100%を目指す

研究

- 1 目指すべき研究の方向と水準
- ・地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究、国内外に通用する優れた水準
- 2 研究成果の発信と社会への還元
- 研究成果の地域及び国内外への発信、社会への還元
- 3 研究者の配置等
- ・重点研究課題の選定、研究費の重点的配分等、弾力的な研究実施体制を構築
- ・研究者の柔軟な配置、民間企業等との研究者交流、プロジェクト研究の育成・推進
- 4 研究環境の整備
- 外部競争的研究資金獲得などの支援体制の整備
- 5 研究活動の評価及び改善
- ・研究活動の評価体制の整備、評価情報の公表、研究の質の向上

など

外国の大学等との国際交流協定の拡

・外国の大学等との教育・学術交流、

⇒多文化共生の社会づくりに貢献

・看護学部については、関係機関と密接に協

議・連携して種々の対策を講じながら学生

指導の充実強化を図ることにより、卒業生

の半数以上が県内医療機関等に就職する

など

国際共同研究など教職員の国際交

2 教職員の国際交流の推進

3 地域の国際交流の推進

大などにより、海外留学や外国人留

学生の受入れなど学生の国際交流

地域貢献等

国際交流

を推進

流を推進

を支援

ことを目指す

地域貢献

- 〇地域研究交流センターを中心に、大学の持つ人 1 学生の国際交流の推進 的・物的・知的財産を地域に還元する取り組みを 全学挙げて積極的に推進
- 1 社会人教育の充実
- ・公開講座の開催、生涯学習教育・リカレント教育 の実施
- 2 地域との連携
- ・大学の知的資源を活用した支援など、地域のシン クタンク的役割を果たす
- 3 産学官民の連携
- ・保健、医療、福祉、地域振興など3学部の特性を・地域の国際化や国際交流に係る活動 生かした産学官民の連携
- 4 他大学等との連携
- 県内大学連携組織の各種事業等を通じた多彩な分 野での貢献
- 5 教育現場との連携
- ・小、中、高校への教育支援、高大連携の推進
- 6 地域への優秀な人材の供給
- ・優秀な人材を地域に供給するため、県内就職の促 進に向けた取り組みを実施 など

- 自己点検・評価、 当該状況に係る情報 提供
- 1 評価の充実
- ・定期的な自己点 検・評価の実施
- 認証評価機関によ る認証評価
- ・速やかな結果公表
- 2 情報公開等の推
- 広報体制の強化
- ・積極的かつ迅速な 情報提供の実行

大学運営

運営

- 1 運営体制の改善
- ・理事長がリーダーシップを発揮し、責任ある意思決 定を迅速に行える体制を整備
- ・意思決定過程、実施過程の透明性の確保と効率化
- 2 教育研究組織の見直し
- ・大学院機能の充実を含めた教育研究組織の在り方に ついて検討を行う
- 3 人事の適正化
- 柔軟で弾力的な人事制度の構築
- 全学的な観点から適性に教職員を配置
- ・任期制など多様な任用制度の検討・導入
- ・教職員の業績を評価し、給与等に反映できる仕組み の構築
- 4 事務等の効率化・合理化
- 業務改善の推進、事務組織の見直し
- ・専門知識・能力を有する人材の確保・育成
- 事務局機能の高度化、効率化
- ・職務能力開発のための組織的な取り組み (SD活動)の推進

など



財務

- 1 外部資金その他の自己収入の増加
- 外部研究資金の獲得、多様な大学事業の展開による 自己財源の確保・拡充
- 2 経費の抑制
- 予算の弾力的、効果的な執行、管理業務の簡素化、 合理化、組織運営の効率化
- 3 資産の運用管理の改善
- 施設・設備等の効率的活用
- ・金融資産の安全確実な運用

など

その他

- 1 施設・設備の整備・活用等
- ・施設設備の適切な維持管理、有効活用
- 2 安全管理等
- ・学内の安全と衛生の確保、災害発生時などの緊急時 のリスク管理のための体制整備
- 個人情報保護など情報に関するセキュリティの確保
- ・法令遵守の徹底、人権尊重や男女共同参画の推進、 環境への配慮など、社会的責任を果たす体制の整備

など